

くらし安全安心だより

契約内容をよく確認！

定期購入トラブルに注意

動画投稿サイトで「実質無料、初回送料のみ 500 円」と書かれた広告を見て、脱毛クリームを注文した。届いた商品と書類を確認すると、5 回分の受け取りが条件の**定期購入**だったことが発覚。支払い総額が約 2 万 5 0 0 0 円となり、高校生なので払えなくて困った。

(高校生 男性)

【アドバイス】

★ 1 回だけのつもりで申し込んだが、複数回の購入が条件だったという

定期購入に関する相談が寄せられています

★ 注文する際は、定期購入が条件となっていないか、支払い総額がいくらになるかなど、**契約内容をしっかりと確認**しましょう

★ 契約内容は、「実質無料」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、**画面の隅々まで見る**など、注意が必要です

★ **未成年者の契約は、取り消しができる場合**もあります

★ 困ったときは、すぐに消費生活センターに相談ください

※ 二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前 9 時～午後 4 時（☎ 2 3 - 5 8 0 0）